

福岡県における外国人介護人材の受入れ状況について

1 各在留資格における外国人介護人材数の推移について

外国人介護人材に特化した在留資格は以下の4種類であり、令和5年度と令和6年度の福岡県内の在留資格別外国人介護人材数は以下のとおりである。

○福岡県内の在留資格別在留外国人数（介護関係）

単位：人（表1）

	令和5年度	令和6年度
介護福祉士候補者（E P A）	47	53
技能実習生（介護職種）	843	1,159
特定技能（介護分野）	1,027	1,728
小計	1,917	2,940
在留資格「介護」	472	619
合計	2,389	3,559

※在留資格「介護」、特定技能は各年12月末、E P A及び技能実習生は各年度末の値を記載

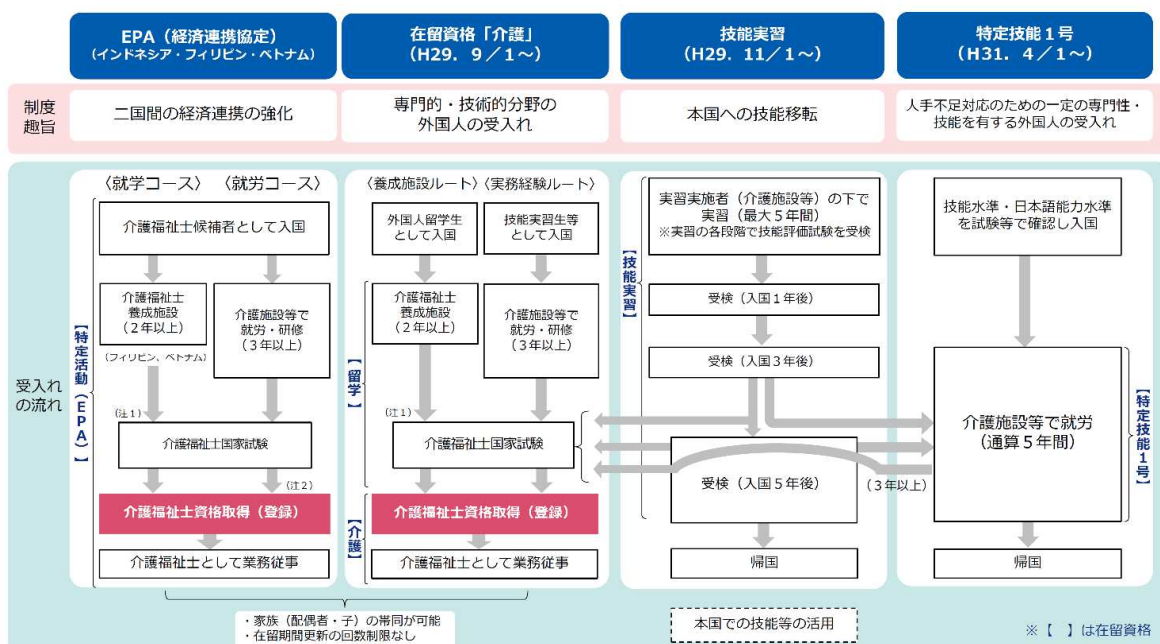
○各在留資格別の県の施策について

（表2）

在留資格	県の施策
E P A介護福祉士候補者	・外国人介護福祉士候補者支援事業
在留資格「介護」 （留学生関連施策）	・外国人留学生等の参入促進事業 ・介護福祉士修学資金貸付事業 ・外国人留学生奨学金等支援事業 ・介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生マッチング支援体制構築事業 ・外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業
技能実習 特定技能	・外国人介護職員介護技能等向上事業 ・外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※その他の県の施策として「外国人介護人材確保強化事業」を実施

（参考）各在留資格の受入の流れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
（注2）4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

2 経済連携協定（E P A）に基づく介護福祉士候補者について

（1）制度内容

経済連携協定（E P A）に基づき、一定の要件を満たす外国人が、日本の介護福祉士資格取得を目的とすることを条件として、介護施設（受入れ施設）において就労・研修することを特例的に認めるもの

- ・制度開始：平成 20 年度
- ・対象国：インドネシア、フィリピン、ベトナム
- ・在留期間：資格取得前 4 年（4 年目に資格取得ができなかった場合も一定の条件を満たせば 1 年延長可）、資格取得後は 3 年又は 1 年で更新回数に制限なし

（2）状況

経済連携協定（E P A）に基づく介護福祉士候補者については、県内の介護施設で、令和 6 年末の受入れの状況は以下のとおりである。

○ E P A に基づく介護福祉士候補者受入状況

受入国	令和 2 年末	令和 6 年末
インドネシア (H20 年度～)	3 0 人	2 9 人
フィリピン (H21 年度～)	2 1 人	2 4 人
ベトナム (H26 年度～)	3 人	0 人
合計	5 4 人	5 3 人

※令和 6 年末の受入者数 53 名の受入れ施設の内訳は以下のとおり

○受入施設数 22

・介護老人保健施設 7、特別養護老人ホーム 11、グループホーム 1、軽費老人ホーム 1、障がい者支援施設 2

（3）県の取組

○ 外国人介護福祉士候補者支援事業

平成 22 年度から、日本で就労・研修をしながら介護福祉士資格の取得を目指す候補者を受け入れた介護施設に対して、日本語学習や介護分野の専門的な知識習得などの支援に要する経費について助成している。

補助対象事業	基準額	補助率
候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備	候補者 1 人につき 15 千円	10/10
喀痰吸引等研修の受講	候補者 1 人につき 75 千円	
研修担当者の活動に対する支援	1 受入施設当たり 60 千円	

介護施設に対する助成の状況（令和 6 年度実績）

施設数	補助額
20 施設	6, 968 千円

3 在留資格「介護」について（留学生関連施策）

（１）制度内容

在留資格「介護」は、介護福祉士として登録の上、介護業務に従事する場合に認められるもので、介護分野の専門的・技術的知識を持つ外国人を受け入れるもの。

- ・制度開始 : 平成 29 年 9 月 1 日
- ・対象 : 限定なし
- ・在留期間 : 5 年、3 年、1 年又は 3 か月で、更新回数に制限なし

（２）介護福祉士養成施設を卒業して介護等の業務に従事する留学生の特例

養成施設を令和 8 年度末までに卒業する方は、卒業後 5 年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができる。

（要件）

卒業後 5 年の間に国家試験に合格すること。

または、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事すること。

（３）状況

令和 6 年度の介護福祉士養成施設において、資格取得を目指す外国人留学生の数は、314 名である。また、在留資格「介護」を取得し、介護業務に従事している在留外国人は、本県においては、昨年 12 月末時点で 619 名となっている。

○県内介護福祉士養成施設における学生の状況（単位：人）

	定員数	学生数	うち 留学生
令和 3 年度(14 校 16 課程)	1,080	589	336
令和 4 年度(13 校 15 課程)	975	572	329
令和 5 年度(12 校 14 課程)	840	529	297
令和 6 年度(12 校 12 課程)	795	550	※314

※国別内訳 ネパール 131 人、ミャンマー 88 人、中国 37 人、インドネシア 34 人、ベトナム 19 人、その他 5 人

【出典】高齢者地域包括ケア推進課調べ

○在留資格「介護」の在留外国人数（令和 6 年 12 月末時点）（単位：人）

	H29. 12	H30. 6	H30. 12	R1. 6	R1. 12	R2. 6
全国	18	177	185	499	592	1,324
福岡県	1	6	6	22	28	63

R2. 12	R3. 6	R3. 12	R4. 6	R4. 12	R5. 6	R5. 12
1,714	3,064	3,794	5,339	6,284	8,093	9,328
67	107	170	265	305	435	472

R6. 6	R6. 12
10,468	12,227
565	619

【出典】法務省 在留外国人統計

(4) 県取組

○ 外国人留学生等の参入促進事業

令和元年度から、介護福祉士養成施設が将来介護現場を担う留学生の確保に向けた取組みや、留学生に対する日本語学習等の課外授業等を実施した際の経費の一部を助成している。

【補助額】

実施する事業	補助上限額
① 国内人材の確保に関する事業を実施する場合	80万円
② 外国人留学生の確保に関する事業を実施する場合	200万円
③ ①及び②の事業を実施する場合	200万円

介護福祉士養成施設に対する助成の状況（令和6年度実績）

養成施設数	補助額
8校	12,419千円

○ 介護福祉士修学資金貸付事業

平成5年度から、介護福祉士を目指す学生に対し修学資金貸付を行っており、平成21年度からは実施主体を県社会福祉協議会に移行し、その原資を助成。

平成30年3月からは、連帯保証人の要件を2名から1名に緩和するとともに、法人による連帯保証の手続きを明確化し、留学生が利用しやすいよう見直しを行ったほか、介護施設等が留学生に対して学費や居住費等の奨学金を支給した場合に、その3分の1を助成している。

介護福祉士修学資金等貸付の状況（令和6年度）

	全体	うち留学生 (法人保証によるもの)
貸付契約締結者数	187人	153人 (152人)
貸付決定額	308,128千円	256,640千円

○ 外国人留学生奨学金等支援事業

令和元年度から、介護施設等が将来介護職員として雇用しようとする留学生に対して行う奨学金等の一部を助成。

さらに令和2年度から、交付対象を拡充し、介護福祉士養成施設に入学することを前提として日本語学校に在籍している期間についても助成。

補助対象期間	対象経費	基準額	補助率
日本語学校 (1年以内)	学費	年額600千円以内	基準額の 1/3
	居住費などの生活費	年額360千円以内	
介護福祉士養成施設 (正規の修学期間内)	学費	年額600千円以内	基準額の 1/3
	入学準備金	200千円以内(1回限り)	
	就職準備金	200千円以内(1回限り)	
	国家試験受験対策費用	一年度40千円以内	
	居住費などの生活費	年額360千円以内	

介護施設等に対する助成の状況（令和 6 年度実績）

施設数	対象人数	補助額
44 施設	114 人	24,295 千円

○ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生マッチング支援体制構築事業

※内容の詳細については、資料 5 を参照

4 技能実習制度について

(1) 制度内容

開発途上地域等への技能等の移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度。

- ・ 制度開始：平成 29 年 11 月 1 日（対象職種への追加）
- ・ 対象国：技能、技術又は知識の開発途上国等
- ・ 在留期間：最長 5 年

(2) 状況

令和 7 年 3 月末までに外国人技能実習機構により認定された計画のうち、県内の受入れは、406 施設に 1,159 名となっている。

介護職種に従事する技能実習生の県内受入状況

（令和 7 年 3 月末までに外国人技能実習機構に認定された技能実習計画に基づくもの）

ベトナム	ミャンマー	カンボジア	インドネシア	中国	フィリピン	ネパール	インド	スリランカ	モンゴル	タイ	計
160	466	85	326	5	65	18	12	18	1	3	1,159

【出典】令和 7 年 6 月厚生労働省情報提供資料

(3) 県の取組

○ 外国人介護職員介護技能等向上事業

令和元年度から、介護職種の技能実習生及び介護分野における第 1 号特定技能外国人が円滑に就労・定着できるようにするため、介護の基本や介護の日本語、コミュニケーション技術等に関する研修を実施。昨年度は集合形式とオンライン形式のハイブリッド形式において研修を実施。

ハイブリッド形式（令和 6 年度実績）

会場	実施時期	定員	参加者数
4 会場	1 月～2 月	各会場 20 名程度	91 人

○ 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

令和 2 年度から、外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）介護施設等において、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に係る取組を行った場合に、その経費に対して助成。

また、外国人留学生在籍する介護福祉士養成施設において、留学生に適切な教育を行うための教育の質の向上に資する取組を行った場合、必要な経費に対して助成。

受入れ（予定）介護施設等が行うもの

補助対象事業	補助率	補助上限額
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組	2 / 3	20 万円
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組		
外国人介護職員の生活支援に必要な取組		

介護福祉士養成施設が行うもの

補助対象事業	補助率	補助上限額
在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組	10／10	55万円

助成の状況（令和6年度実績）

補助対象事業	施設数	補助額
介護施設等が行うもの	49 施設	6,869 千円
介護福祉士養成施設が行うもの	2 校	1,072 千円

5 特定技能制度について

(1) 制度内容

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度。

- ・ 制度開始：平成 31 年 4 月 1 日
- ・ 対 象 国：限定なし
- ・ 在留期間：最長 5 年

(2) 状況

在留資格「特定技能」による県内介護施設等での受入れは、令和 6 年 1 2 月末時点で、1, 7 2 8 名となっている。

○介護分野の特定技能 1 号外国人の県内受入状況

1, 728 人（令和 6 年 1 2 月末時点）

（試験ルート 1, 530 人、技能実習ルート 196 人、E P A ルート 2 人）

(3) 県の取組

○外国人介護職員介護技能等向上事業

○外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

（※「3 技能実習制度について」の県事業と同じ）

6 その他県の取組

○外国人介護人材確保強化事業（令和7年度新規・国庫補助を活用）

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う法人グループ（4法人以上により構成）に対して経費を補助

対象事業者	対象経費	補助率	補助上限額
4 法人以上により構成されたグループ	(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 (4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援 (5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組 ※ (3) 及び (4) の事業は必須	10/10	5,000 千円 1 法人 500 千円 ×法人グループ内の法人数の合計額とする。ただし、10 法人分の 5,000 千円を上限とする。

7 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

令和7年4月から介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事できるようになった。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の1から5に掲げる事項を遵守する必要がある。

また、外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる受入れ事業所は、国際厚生事業団に以下の手続き・対応を行う必要がある。

（※）介護事業所等での実務経験が1年以上あることが原則

遵守事項

- 1 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- 2 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- 3 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- 4 ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- 5 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

必要な手続きと対応

1 適合確認申請

受入れ事業所は外国人介護人材の訪問系サービス従事前に関国際厚生事業団に適合確認申請を行い、適合確認書の発行を受ける。

2 巡回訪問への対応

国際厚生事業団が実施する、外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる受入れ事業所に対しての巡回訪問への対応

3 定期報告

キャリアアップ計画は定期的に更新を行い、国際厚生事業団に提出する。

8 技能実習制度の育成就労制度への移行について

○ 育成就労制度の概要

技能実習に代わる新制度「育成就労」を新設する出入国管理法などの改正案が閣議決定され、令和6年6月14日の参議院本会議において賛成多数で可決・成立。令和9年までに施行される予定。

・技能実習制度の廃止や育成就労制度の創設に係る制度の激変緩和措置が設けられる予定となっており、制度の完全移行は令和12年となる見込み。

＜技能実習制度と育成就労制度の主な相違点＞

項目	技能実習制度	育成就労制度
制度目的	国際貢献、人材育成 (人材育成を通じた技能移転による国際貢献を目的とする)	人材育成、人材確保 (特定技能1号水準の技能を有する人材育成及び確保を目的とする)
在留資格	技能実習1号・2号・3号	育成就労
滞在修了後	原則帰国	特定技能1号に移行することを想定
在留期間	最長5年	原則3年
日本語能力	N4相当	N5相当
転籍	原則不可	やむを得ない事情がある場合や、本人の意向による転籍が可能。

○育成就労制度における転籍の要件^(※1)

- ① やむを得ない事情がある場合
- ② 同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性^{※2}に係る一定の要件を満たす場合

※1 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」（厚生労働省 R6.3.22）資料から抜粋

※2 下記の要件が予定されている。

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていること